

請第1号

「消費税インボイス制度の実施延期を求める」との意見書を国に提出することを求める請願

請願者 柏崎市穂波町13番22号
柏崎民主商工会
会長 布施 保夫 ㊟

紹介議員 持田 繁義 ㊟

令和5年2月27日

柏崎市議会議長 真貝 維義 様

請願趣旨

新型コロナ危機の終息や景気回復が見通せない中で、今年10月からインボイス制度（適格請求書等保存方式）実施にむけた準備が進められています。

インボイス制度は、事業者間の取引慣行を壊し免税点制度を実質的に廃止するものです。インボイスを発行するためには、営業収入が少なくとも、課税事業者となり、消費税納税の義務が発生します。課税事業者にならなければ取引から排除される可能性があります。個人事業主やフリーランス、個人タクシー運転手、小規模農家など広範な人に負担が強いられます。また、シルバー人材センターに登録して働く高齢者も対象となる制度です。

このため、日本商工会議所や全国中小企業団体中央会、全建総連、中小企業家同友会、日本税理士会連合会、全国青色申告会総連合などの中小企業団体や税理士団体も「凍結」「延期」「見直し」を表明し、現状での実施に踏み切ること懸念の声があがっています。

多くの中小零細業者は、新型コロナ危機の下、事業継続、雇用維持に懸命に取り組んでおり、インボイス制度への登録、経理変更準備に取り組む状況ではありません。立場の弱い中小零細業者に不利益を与え地域経済の更なる疲弊を招くことになりかねません。以下の事項を請願します。

請願事項

1、消費税インボイス制度の実施施行延期を求める意見書を国へ提出すること

以上、地方自治法第124条の規定により請願致します。